

第4章 環境配慮事項

4-1 地域区分の考え方

広島市は、「環境配慮指針」（平成 11 年、広島市公告）を定めており、その中で「環境配慮事項」を環境影響評価実施計画書に記述することとされている。同指針では、「地域の環境特性」と「事業別の環境配慮事項」を示しており、地域の環境特性として、広島市内を自然環境、土地利用、人と環境の関わり及び環境単位としてある程度まとまりを持つ地域などにより 12 地域に区分している。事業計画地については、「可部地域」に区分される。

「可部地域」における環境の特性は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 地域の環境特性（可部地域）

項目	環境特性
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を通過する自動車が多く、時間帯によっては幹線道路及びその周辺道路で交通渋滞が発生している。 ・ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ・ 太田川、南原川など、水質の良好な河川が流れている。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。 ・ 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。 ・ 福王寺山、南原峡、備前坊山及び三入八幡宮神社等社叢には、自然度の高い植物群落がある。 ・ ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。 ・ 山から市街地にかけて河川が流れ、市街地には小河川・水路網が張り巡っている。 ・ 友広神社のイチョウ、可部町中野の千代の松などが、市天然記念物として指定されている。
人と自然との豊かな触れ合い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地に古い街並みが残っている。 ・ 市街地周辺には、県指定の熊谷氏の遺跡、市指定の青古墳群等多くの史跡が存在し、旧街道の街並みあわせて歴史的資源が豊富である。 ・ 可部から福王寺の自然林、そして南原峡にかけて県自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 ・ 北部の南原峡は県自然公園に指定されており、自然と触れ合うキャンプ場として市民に利用されている。 ・ 中部の福王寺山は、県自然環境保全地域に指定されている。 ・ 南原川、根谷川上流域は、ゲンジボタル及びヘイケボタルの生息地域となっている。

4-2 事業別配慮事項

「事業別の環境配慮事項」によると、事業の種類ごとに配慮指針を示している。
 本事業に関する事業別の環境配慮事項は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 事業別の環境配慮事項

項 目	環境特性
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 ・ 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 ・ 施設の建設等に当たっては、廃棄物の 3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ・ 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装にあたっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
交通系の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。 ・ 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努める。 ・ 必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺的生活環境への影響を緩和する。 ・ 高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 ・ 構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するよう配慮する。

4-3 環境配慮事項

地域の環境特性及び事業別の環境配慮事項を考慮し、本事業にて検討・計画した環境配慮事項は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 環境配慮事項

環境配慮項目		配慮事項
基本的配慮	事業計画地の選定	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の選定にあたっては、現在使用されていない廃線敷を付け替え、鉄道路線を建設することにより、改変面積の最小化を図るとともに、建設工事による影響の最小化も図る。
	建設工事に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん発生箇所の適宜散水による発生の防止・飛散抑制を図る。 事業計画地内を走行するダンプトラック等の工事用車両に対しては、制限速度を設け、粉じんの発生の抑制を図る。 排ガス対策型建設機械を採用する。 低騒音型、低振動型の建設機械を採用する。 低騒音、低振動の工法を採用する。 工事用車両の定期的な点検整備、空ぶかし・急発進の回避、アイドリングストップの徹底、制限速度の遵守を図る。 工事中の降雨による濁水は、仮設沈砂池を設け、土粒子を沈降させてから排水し、影響の低減を図る。 工事中の廃棄物の発生抑制、再利用・適正処理を図る。
人と自然との豊かな触れ合い	その他	<ul style="list-style-type: none"> 駅等の施設は、景観に配慮した構造、色彩の採用に努めることにより周辺の住宅との調和を図る。
環境への負荷 (地球環境の保全)	二酸化炭素の排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については、できる限り事業計画地内での利用に努めることより、工事用車両の運行等に伴う二酸化炭素の発生量の抑制を図る。
	廃棄物の再利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については、できる限り事業計画地内での利用に努める。